

浜松市外国人学習支援センター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多文化共生社会の実現を目指し、外国人市民の学習支援を推進する拠点として設置する、浜松市外国人学習支援センター（以下、「センター」という。）について必要な事項を定める。

(所在地)

第2条 センターは、浜松市西区雄踏町宇布見9611番地の1に置く。

(事業)

第3条 センターにおいて、次に掲げる事業を行う。

- (1) 外国人市民に対する日本語学習支援に関する事業
- (2) 日本語ボランティアの育成に関する事業
- (3) 市民に対する多文化理解促進に関する事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) 業務責任者
- (2) その他必要があると認める職員

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 施設、設備等を汚損若しくは損傷した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし若しくは他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯する者
- (3) 酩酊している者
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(センターの利用)

第8条 センターの会議室は、市が直接行う事務事業に利用する場合及び市が緊急の事務事業執行等のために利用する。ただし、地域の公共的な団体等に利用させることができるものとする。

- 2 前項但書に定める場合は、事前に利用申込書(別記様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(利用の申込みの取消し等の申し出)

第9条 会議室の利用の承認を受けた利用団体等がその申込内容の変更又は取消しをしようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用又は行為等を行うおそれがあるときは、会議室の利用を承認しない。

- (1) 第8条に規定する利用の要件に適合しないとき
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とした利用
- (3) 営利を図る目的での利用
- (4) 大きな音等を出し、センターの業務や他の利用の妨げとなるとき
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為
- (6) 他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯したとき
- (7) 施設、設備、展示品等の損傷
- (8) 前7号に定めるもののほか、管理上支障があると認められる行為

(利用料)

第11条 会議室の利用料は、無料とする。

(利用の方法)

第12条 利用団体等は、会議室の利用の際、施設利用簿に必要な事項を記載しなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第13条 市長は、第10条各号のいずれかに該当する利用又は行為があったとき、前条の規定に違反したとき、その他センター業務の執行上又は管理上支障があるときは、利用の承認を取消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用団体等は、会議室等の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを現状に回復しなければならない。

(管理委託)

第15条 センターの管理運営は、委託することができるものとする。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要なものは別に定める。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

団 体 名
代 表 者 名
住 所
連 絡 先 電 話 番 号

浜松市外国人学習支援センター利用申込書

次のとおり浜松市外国人学習支援センターを利用したいので申し込みます。

記

利用日時	平成 年 月 日 曜日 時 分から 時 分まで
団体等の概要	
利用目的・内容	
利用予定人員	人
当日利用責任者	氏 名 電 話
備 考	